

入間市商工業振興条例改正要旨

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律により、入間市商工業振興条例における特別小口無担保無保証人融資の対象資格の規定について、次のとおり改めるものです。

- (1) 「老年者控除額」の規定を削除する。
- (2) 「寡婦（寡夫）控除」が見直され、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有するひとり親について「ひとり親控除」が創設されたことから、「寡婦（寡夫）控除額」の規定を「寡婦控除額又はひとり親控除額」に改める。

2 改正する例規

入間市商工業振興条例 別表第2（第5条関係）

3 施行期日

公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用